



在外研究を前にして —商法の来し方行く末—

法学部 高木正則



研究最前線



Masanori Takagi

法学部准教授 商法

- 1971年8月 神奈川県相模原市生まれ
- 1994年3月 明治大学法学部法律学科卒業
- 1996年3月 同大学院法学研究科博士前期課程修了
- 1998年3月 同研究科博士後期課程退学
- 1998年4月 明治大学法学部専任助手
- 2002年4月 同専任講師
- 2008年4月 同准教授、現在に至る

【主な著書(いずれも共著)】

- 三枝一雄・坂口光男・南保勝美編『論点整理 手形・小切手法』(法律文化社、2003年)
- 三枝一雄・坂口光男・南保勝美編『論点整理 商法総則・商行為法』(法律文化社、2005年)
- 現代法入門研究会編『現代法入門』(三省堂、2010年)

【所属学会】

日本私法学会

2011年3月の終わりから、私は大学にお認めいただき、「商法・有価証券法の理論史研究」を研究テーマとして、ドイツのミュンスター大学で長期の在外研究に従事する予定です。在外研究というのは、大学で一定期間勤務した専任教員が、大学の費用で、外国の大学などの任意の研究機関において一定期間(長期の場合は1年)研究に専念できる制度です。

さて、本コーナーのタイトル「研究最前線」からすると、時代の最先端を突っ走る研究こそがここで取り上げられるにふさわしく、私の在外研究における理論史云々という研究テーマはいかにも古臭く、場違いのような印象を受けます。

実際、最近では、商法の領域において新たな立法などの動きが激しいです。例えば、平成17年の会社法の成立、平成20年の保険法の成立というように新たな立法が相次いで行われました(なお、それともない、会社法も保険法も商法典から独立した単行の法典となりましたし、商法典の内容自体も若干改正されています)。さらに、最近では、民法の改正が議論されていますが、その影響を商法も受けることが予想されます(昨年の日本私法学会のシンポジウム「商法の改正」でもそのことが取り上げられました)。このほか、手形・小切手に代わりうる新たな支払決済システムを規律する法として、平成19年には電子記録債権法が成立しました。

そもそも、法律というのは、私たちの生きる社会において生じうる紛

The Front Line of Research →



理論史・立法史研究の重要性を示す諸文献

争(法的問題)を規律するための道具であるといえます。その規律の対象となる紛争(法的問題)が生じる社会が変化・発展すれば、既存の法律そのものが時代遅れになり、それでは対処できない問題が生じる可能性がある。法律の改正や新法の成立は不可避であるともいえます。右に挙げた新しい立法に関していえば、例えば保険法では、それまでの商法典における保険についての規定が、文語体で理解しづらかったこと、明治32年に商法が制定されて以来ほとんど規定の改正がなく当時よりもはるかに進歩した現代の保険の実務には見合わない内容となっていたことなどが、新法の制定が必要とされた理由として挙げられています。また、電子記録債権法に関していえば、企業取引における手形離れの傾向が近時指摘されていた(手形が有価証券という紙の形で存在していることから生じる紛失・盗難というリスクや、そのリスク回避のために必要なコスト、手形の振出人は印紙税を納税し

なければならぬという要因から)ところへ、ITの進歩もあり、新たな電子的な支払決済システムを規律する法制度の在り方が模索されていました。そのニーズに応じるために電子記録債権法が成立したのです。こうしたことに鑑みれば、現代社会において生じうる法的問題について新しい法律がどのように規律しているのかを考えることが、最前線の研究ということになりそうな気もします。

しかし、物事の順序として、およそ新しい立法や法律の改正がなされるためには、従来の法律やそれぞれの規定がどのような点で変化・発展した社会に対応できないのかを吟味することが前提となります。されば、その吟味に際しては、従来の法律や規定の趣旨を検証する必要に迫られるはずですが、そして、法律というのは、これまでの人類社会の営みの中で生じた産物なので、法律や規定の趣旨を検討するには、その法律が成立した当時の経済・社会情勢をも

含めて考察しなければなりません。いわば、法律やそれぞれの規定の「来し方」をきちんと把握しておかないと、新法の成立や法律の改正、さらにはその後に新たに生じうる法的問題という「行く末」を考えることもできないと思われまます。

さらにいいますと、日本の法律は、明治維新以後の近代国家への歩みの中で、主としてドイツやフランスの法律を参考にして整備された経緯があります。日本の法律の「来し方」を把握するには、さらにその生みの親ともいべきドイツやフランスの法律の「来し方」についても色々と調べないといけません。そのために、私はドイツでの在外研究にあたり、冒頭のテーマを選んだわけです。私の乏しい能力でどれほどのことができるかまことに心許ないのですが、折角の機会ですので様々な先人の業績に向き合って思索を巡らせたいと思います。